

# 山口県報

令和元年  
11月19日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課)……………
  - 保安林予定森林(岩国市)(森林整備課)……………
  - 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)……………
- 公告
  - 契約の締結(情報企画課)……………
  - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(六件)(商政課)……………
  - 山口県労働委員会の労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等(労働政策課)……………



### 山口県告示第百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 関 地	廃 止 年 月 日
鈴木外科医院		萩市大字椿東二六三七の一		令和元、八、三一
大藤医院		大字椿三五三七の六		九、三〇

清水歯科医院	周南市大字久米三四〇三の一	〃	〃	〃
有限会社シブヤ薬局下右田店	防府市大字大崎四五五の一	〃	〃	八、三一

### 山口県告示第百三十四号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和元年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 関 地	指 定 辞 退 年 月 日
白井クリニック		美祢市於福町下二七三五の八		令和元、一〇、一八

### 山口県告示第百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和元年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
  - 岩国市周東町差川字桑原一三七八の一、一三八〇、一三八三の一、一〇九六三、一〇九六五、一〇九六六、字新田一〇六六三、一〇六七一、一〇六七三、一〇六七四、周東町上久原字東連福一〇一八七の二・一〇一八八の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、周東町祖生字大迫一三五五七、一三五七六、一三五七七、一三五七九から一三五八三まで、一三五八七、一三五八七の一、一三五九〇の一、一三五九〇の二、一三五九一、一三五九二の一、一三五九二の二、一三五九三の一
- 二 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 周東町差川字桑原一〇九六三・字新田一〇六七三・周東町上久原字東連福一〇

一八七の二・一〇一八八の一・周東町祖生字大迫一三五七・一三五七九から一三五八一まで・一三五八三(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第二項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十七年山口県告示第三百八十五号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和元年十月二十九日限り消滅した。

令和元年十一月十九日

防府市加入区

山口県知事 村岡 嗣政



(一六五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総合企画情報企画課 山口市滝町一番二号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
電子県庁基幹システム再構築業務(電子申請システム) 一式

- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和元年十月十七日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社HARP 札幌市中央区北一条西六丁目一番地二
- 六 落札金額  
千八百四十八万円
- 七 入札公告日  
令和元年九月三日
- 八 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法  
購入等
- (三) 落札方式  
最低価格

(一六六) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、令和元年六月二十五日山口県公告(三七)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年十一月十九日から同年十二月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ホームプラザナフコ宇部新館  
所在地 宇部市居能町二丁目一四六一の二
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(一六七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和元年六月二十五日山口県公告(三八)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年十一月十九日から同年十二月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン下松山田ショッピングセンター  
所在地 下松市大字山田一五六の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一六八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和元年六月二十五日山口県公告(三九)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年十一月十九日から同年十二月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ南岩国店ハード館  
所在地 岩国市南岩国町三丁目六番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一六九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和

元年六月二十五日山口県公告(四〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり長門市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年十一月十九日から同年十二月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ長門店新館  
所在地 長門市東深川七六二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一七〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和元年六月二十五日山口県公告(四一)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年十一月十九日から同年十二月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン柳井ショッピングセンター  
所在地 柳井市大字柳井一七四〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一七一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和元年六月二十五日山口県公告(四二)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年十一月十九日から同年十二月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームプラザナフコ周南店

所在地 周南市大字久米一五〇三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一七二) 山口県労働委員会の労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十七期労働者委員(補欠委員一人)の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

令和元年十一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 推薦者の資格

労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合であつて、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明されたものでなければならぬ。

二 被推薦者の資格

委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、推薦書(別記様式)にその候補者の履歴書及び山口県労働委員会の資格証明書を添えて知事に提出しなければならない

い。

(二) 書類の提出先

山口県商工労働部労働政策課

四 推薦期間

令和元年十一月二十日(水曜日)から同年十二月十八日(水曜日)まで

五 労働委員会への資格審査申請

(一) 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類(連合体にあつてはこれを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあつては支部の関係書類を含む。)を山口県労働委員会に提出しなければならない。

1 労働組合資格審査申請書

2 組合規約及びこれに準ずる諸規程

3 労働協約、覚書その他附属協定

4 組合役員名簿

5 職制機構図

6 組合の予算書又は決算書

7 大会議案書

8 その他必要と認められる立証資料

(二) 過去において山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明された労働組合であつても、この推薦を行うためには、新たに資格審査を受けなければならない。

(三) 資格審査には日時を要するので、できるだけ早く申請すること。

六 その他

不明の点があるときは、一から四までについては山口県商工労働部労働政策課(電話〇八三一九三三―三二一〇)に、五については山口県労働委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四四四)に照会すること。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所  
の所在地  
名 称  
代表者氏名 (印)

労働組合法施行令 (昭和24年政令第231号) 第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会の労働者委員 (補欠委員) の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称	
所属団体における地位	
所属団体の構成員数	
加盟上部団体の名称	

添付書類

- 1 候補者の学歴、職歴、組合運動関係及び政党関係を詳細に記入した履歴書
- 2 山口県労働委員会の資格証明書

注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属する全ての所属団体について記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

令和元年十一月十九日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁